

宮川えみ子委員

時期の見直しは、特に示されていないのか。

財産管理課長

東京電力及び国からは、基準がいつごろ示されるか示されていない。

宮川えみ子委員

総22～23ページ、個人県民税が減額で法人県民税が増額、個人事業税が減額で法人事業税が増額となっている点について、見解を聞く。

ゴルフ場利用税は戻ってきていると思うが、震災前との比較と最近の傾向を聞く。

税務課長

まず、個人県民税の専決での減額については、個人県民税の賦課徴収権は市町村にあり、市町村の見込みをもとに2月補正を行ったが、3月末時点で所得割が若干見込みを下回ったため、専決で減額補正を行った。

法人事業税の増額については、2月補正以降の変動で、税込総額の約18%を占める建設業が見込みよりも若干好調に推移したために、増額補正となった。

個人事業税については、税務署の修更正により徴収困難案件が発生し、見込んでいた収入が若干見込めなくなったために減額補正を行った。

ゴルフ場利用税については、平成21年度の調定額に対し74%程度である。ゴルフ場がメガソーラー等に移行し、ホール数でも74%程度に減っていることもあり、まだ若干回復できていない。ただし、70歳以上の高齢者は非課税、65歳以上70歳未満の高齢者は2分の1減免になっているが、そちらは戻っており、それらを合わせた利用者数では21年度比で80%程度になる。

宮川えみ子委員

議案第3号福島県税条例の一部を改正する条例について聞く。

タワーマンションは、この改正で全体での税収はふえないのか。

エコカー減税は、国から補填されるのか。

税務課長

今回の居住用超高層建築物の課税標準の見直しについては、タワーマンションの通常取引価格は高層階ほど高いが、現在の評価基準は低層階でも高層階でも同じ評価基準を使っていたので、取引価格に合わせて真ん中から下は若干下げ、上を高くするよう面積で調整を行うものである。一棟としての評価額は以前と同じである。

エコカー減税は自動車取得税が減額される制度だが、国において環境性能がよい車の購入にインセンティブを付与するために毎年基準を厳しくしており、この改正による影響は若干増収になる見込みである。増収のため、特に国の補填はない。

宮川えみ子委員

議案第30号専決処分の報告及びその承認についてだが、これは専決にしないとだめなのか。

税務課長

税制改正により、地方税法の改正が3月31日公布で、一部が4月1日に施行とされ、4月1日施行のものは専決で改正せざるを得ない。それ以降の施行期日のものは6月定例会で間に合うので、今定例会で提案している。毎年、そういうルールで提案している。

宮川えみ子委員

総100～101ページに軽油引取税の課税免除の特例が新たにあり、第10条の4の三は、集团的自衛権行使における船舶に関する税金の免除である。この第4項については、今までは課税していたが、一～三号が実施されることによって全て免税にする考えでよいのか。

税務課長

この条項は新たに追加されたものであり、この法律に基づき自衛隊の船舶が免税軽油を外国軍隊に譲渡した場合に非課税となる制度である。

宮川えみ子委員

第一号、第二号は今までは課税していたのか。

税務課長

この法律に基づく譲渡については、新たに追加されたものである。

宮川えみ子委員

税金はかかっていたということでしょうか。

税務課長

そもそも、そういう事態が発生していたかどうか把握していない。

宮川えみ子委員

議案第10号職員の育児休業等に関する条例の一部改正だが、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない」という状況は生じているのか。

人事課長

この規定は、これまでも国においては運用等で認められていた。本県においても、過去、再度の延長等は平成19年当時に該当事例があるが、今回の改正内容そのものの該当事例はなかったので、今回、規定を改正することでしっかりと周知し対応したい。

宮川えみ子委員

国の運用で認められていたが、今度はきちんと条例化して徹底するとの解釈でよいのか。

人事課長

国も明文化して改正したので、県もそれに倣い、今回条例を改正するものである。

宮川えみ子委員

議案第13号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正だが、特殊勤務手当の額は、要綱等でこれから決めていくのか。

人事課長

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の中で、既に手当額は決められている。これまで保健福祉事務所に適用していた手当の支給対象公署に動物愛護センターを加える改正だけであり、日額等は、これまでの手当額をそのまま適用する。

宮川えみ子委員

議案第9号福島県職員の退職手当に関する条例の一部改正について、事例を示して説明願う。

福利厚生室長

失業者の退職手当については、公務員は雇用保険法の適用を受けないが、雇用保険法は社会保障制度として広く適用されるべきものであることから、公務員といえども退職後に失業している場合には、雇用保険法の失業給付水準を保障する必要があるため、本県においても国に準じて条例第11条で失業者の退職手当規定を設けている。

具体的には、職員であった者を雇用保険の被保険者であるとみなしたときに、退職時に支給された退職手当が、雇用保険法の失業等給付に相当する額に満たない場合、かつ、退職後一定期間失業している場合には、その差額を失業者の退職手当として支給するものである。

宮川えみ子委員

「災害により離職」とあるが、どういうものを災害と規定しているのか。

福利厚生室長

激甚災害により離職を余儀なくされた、あるいはその他災害等により離職を余儀なくされたと定められている。

宮川えみ子委員

議案第11号福島県個人情報保護条例の一部を改正する条例の改正内容に、個人情報取扱事業者の範囲の拡大とあるが、改正前の「事業者に対する指導助言等」が改正後は「事業者に対する指導助言」となり、第28条は削除されている。

今までは、個人情報に関しては、一定の縛りをかけて事業者に仕事をさせていたが、今度はあらかじめ事業者に預けてしまうので、いろいろな縛りがなくなると理解してよいか。

文書法務課長

今まで個人情報取扱事業者については、基本的に個人情報保護法が適用されていた。ただし、個人情報扱い数が5,000人分以下である小規模な事業者については、法が適用されないため条例に規定を定め、県がそれぞれ指針を定めて、情報の適切な取り扱いを図ってきた。

今回の法律改正により、個人情報の取扱数が少ない場合であっても、個人の権利利益の侵害があり得ることに変わりはないので、個人情報を扱う事業者については、一律、法の適用を受けることになった。

宮川えみ子委員

これまで小規模事業者については、個人情報の管理は少し緩かったが、今度は大手と同じく縛りをきつくしたと読んで

よいか。

文書法務課長

現在、個人情報の取り扱いについてはEU、米の国際基準があり、それに合わせて、個人情報を扱う事業者については一律に法規制をしようということである。

今までは指針で小規模事業者について取り扱ってきたが、今回改正された後は、一律に法規制をかける。ただし、ガイドライン等により、小規模事業者に対する配慮は同時に行われる。

宮川えみ子委員

小規模事業者への配慮というのは、どこに書いてあるのか。

文書法務課長

基本的には全部個人情報保護法の規制に移るので、条例では特段規定していない。ただ、今まで小規模事業者は指針等では規制がかかっていたが、いきなり個人情報保護法の適用を受けるので、例えば、法律をクリアするためにはこういうことをしなさいといったガイドライン的なものが国から説明されており、そういう意味での配慮である。特段、この条例の中での規定ということではない。

西丸武進委員

議案第16号福島市の中核市に係る申出の同意についてだが、福島市からはいつ要請を受け、どれくらいの審議時間を経てここまで来たのか。

市町村行政課長

5月15日に、福島市から知事に対して申し入れがあった。

西丸武進委員

6月定例会での同意を求めているが、我々がどういう同意をすればよいか、全然全貌が見えず心配が残るので、説明願う。

市町村行政課長

福島市は、地方自治法に基づき総務大臣に中核市指定に係る申し出を行うことになるが、その際に県に対して同意を求める手続がある。県として同意するに当たり、法律に基づいて議会の議決を得るものである。

西丸武進委員

単なる同意という受けとめ方でよいか。中身をわからずに、我々が同意してよいものなのか。

福島市の権限が強化されるということは、逆に言うと、県からある程度の事務が移譲されるということである。どういう分野でどういう事務が移譲されるかのメニューを見ないと我々もわからない。もう一度説明願う。

市町村行政課長

中核市移行に当たって県から福島市に移譲される事務だが、保健衛生、民生（福祉）分野の事務で法律で規定されている法定移譲事務など約2,000事務が市に移譲される。

法定移譲事務に伴って、県単独で行っている任意移譲事務については、今後、市と整理するが、約700事務があると見込んでいる。

例を挙げると、身体障害者手帳の交付、保育所や特別養護老人ホーム設置の認可、小児慢性疾患の医療費の助成、産業廃棄物処理の許認可などが移譲される。

西丸武進委員

結構あるが、その中身を見ないままでよいのか。県の所管それぞれの考え方があるかもしれないし、総務委員会だけでよいのかとの懸念もある。全貌が見えないのに、ただ同意を取りつけることだけ進行してよいのか。県には、その後負担はかからないのか。福島市でなく近隣市町村もあるわけで、場合によっては二重構造もあり得るし、少し心配になる。

また、仮に同意を経たとしても、今後、県としてどのように進めていくか道筋も見えない。もう少し慎重に対応しないとまずいのではないかと。もう少し補強説明を願う。

市町村行政課長

中核市移行に関しては、一昨年度から市といろいろ準備を進めており、保健福祉部と生活環境部関連が大きいので、各部と市の間に我々も入って、法定移譲事務に関する協議、調整を行ってきた。

例えば、県北保健所の場合、福島市以外の市町村の部分もあるので、保健福祉部と市を含め具体的な協議を進めてきた。また、中核市移行を見据えて、平成27年度より県から市に職員を派遣しており、ことし4月からは、保健所設置に向け、市の職員14名が研修に来ている。総務省の指導を仰ぎ、福島市議会の理解も得ながら、県各部も含めて協議を進めてきた中での、移譲に向けた今回の同意である。

なお、法律に定められている具体的な移譲事務の内容については、追って資料として提出したい。

勅使河原正之委員長

西丸武進委員の5月以降の行程が見えない、法定移譲事務の内容が見えないとの質問に対し、法定移譲事務についての資料を提出することは、委員会として受けたいと思うが、今の説明で、5月15日以前に事前の打ち合わせを積み重ね、機が熟したので15日に提出されたと私は理解した。それら一連の流れと今後の日程についても資料として提出することは可能か。

市町村行政課長

これまでの経緯と、来年4月に向けたスケジュールについて提出することは可能である。

勅使河原正之委員長

それでは提出を求める。

西丸武進委員

かなり前から相談を受け、内々に検討していたと理解したが、議会への中間報告や提言もなく、合意だけ得られればよいという中身とは違うと思うので、よく頭に置いてほしい。

委員へは、早目に経緯と現状、対応の仕方とスケジュールの資料を出すべきだと思うので、委員長の整理に基づいて速やかに提出するよう要望する。

宮川えみ子委員

法定移譲事務が約2,000件、任意移譲事務が約700件とのことなので、それをまとめて、審議中に出してほしい。

福島市からは、いろいろな意見があると聞いたので、住民サービスの比較表が欲しい。

県内では、既にいわき市と郡山市が中核市であり、福島市以降はしばらくはないと思うが、保健所、福祉事務所関係が移譲されると、県の組織、人員が相当減ると思う。その辺はどうか。

行政経営課長

福島市への事務移譲後に残る県の体制についてだが、市へ移譲する具体的な業務は、これから最終的な詰めが進むと聞いており、その内容に応じて、県は来年度に向けて体制を整備することになる。一定程度は業務が移るので、当然その分の職員体制は縮小されると考えている。

西丸武進委員

地方分権一括法の趣旨により、権限を身近なところに置いて、よりよい福祉、住民サービスを徹底したいという福島市の考え方はよいと思う。ただ、移譲されることで県の事務分掌が変わるので、その中身は慎重に考えておかないとまずいと述べていると受けとめてもらえればよい。

勅使河原正之委員長

審議に当たって、資料不足との意見が委員から出たが、この後、資料が提出されることを前提に審議を続行してよいか。

宮川えみ子委員

大まかな資料を見てからにしたい。

勅使河原正之委員長

時間の関係もあるので、資料提出を前提として審査を進めていきたいが、いかがか。

宮川えみ子委員

今まで相当の積み重ねがあると思うので、私としては、保健所や福祉事務所の人数等、大まかな資料をもらってから審査したい。

渡辺義信委員

大体中身は理解できたと思われるため、資料提出は議案に対する質疑終了後でもよいのではないかと委員長の整理だと思う。

宮川えみ子委員

そうではない審議を願う。私はいろいろな意見を聞いており、この同意については一部疑問を持っている。私としては、資料が出てから審査したい。

勅使河原正之委員長

市町村行政課長に聞くが、資料はどの程度の時間で出せるか。

市町村行政課長

概略的なものは、速やかに提出できる。

(休議後、資料提出)

勅使河原正之委員長

執行部に求めていた資料を手元に配付している。

宮川えみ子委員

中核市の件だが、保健所では財政負担が出てきて、十分な対応が厳しいとの意見を聞いているが、この点いかがか。

市町村行政課長

任意移譲事務は現在調整しているが、法定移譲事務については、平成27年度の県の財政影響の決算ベースでは、人件費を除き事務費で約8億円と試算している。県が減る分、市の負担はふえるが、普通交付税で措置されるので、市においては、財政的な負担が特段ふえて影響があるとは考えていない。

勅使河原正之委員長

なお、私から述べる。

審査に必要な資料については、事前に提出し十分な説明をすることとし、今後、後で資料が出てくることがないよう、きちんと配慮するよう強く申し入れをしておく。

(6月29日(木) 危機管理部)

宮川えみ子委員

危2ページの寄附金とは、どういうものか。

危機管理課長

この基金は、復興に資するものとして県民等から得ており、災害対策、教育関係などに使うために基金として積み立てている。

宮川えみ子委員

2点質問したい。

凍土遮水壁の効果について東京電力の説明がうそだとして、原子力規制委員会の更田委員長代理が怒っていると報道された。内容は、地下水の流入が減ったのは、東京電力が説明した遮水壁の効果ではなく、井戸でくみ上げているからとのことだが、実際はどうか。

東京電力の新しい経営陣が双葉町に挨拶に行った際、一部避難解除になっているとの間違った認識を示し、町長が非常に遺憾だと述べていた。現場をどこまでわかっているのか非常に不信感を持ったが、新しい経営陣との意見交換は行ったのか。

原子力安全対策課長

凍土壁についてだが、昨日、原子力規制委員会の検討会である監視・評価検討会が開催され、東京電力の説明は間違いで事実と違うことが説明されたとの報道があった。

会議の様子はネット中継しており、私も確認していた。内容は、建屋に地下水が流入する直前にサブドレンという井戸があり、今、そこでくみ上げることによって建屋に入ってくる地下水の量を減らしているが、くみ上げている地下水の量が、以前よりも減っていることを説明する図の中での話である。

くみ上げ量は、事実、従来より少しは減っているが、東京電力の昨日の説明は、大雨で地下水の水位が大変上がっているときの図と、それに対比する現状の図として、大雨時ではなく水位が下がっている図を用いて説明していた。

大雨時と比べれば減っているのは当然なので、そうした図を使っての説明に更田委員長代理がかなり怒って、説明の仕方が非常にまずいと述べていた。東京電力はその点について、自分たちが使った図も説明の仕方も非常にまずかったと認めている。

凍土壁は、昨日の議論でも、原子力規制委員会としてはおおむね承としており、今出されている認可申請も、そう遠くなく認可されると考えている。認可されれば、凍結していない残り1カ所も凍結が始まり、1,500mの凍土遮水壁の全ての地点を凍結することになる。もともと凍土壁の目的は、建屋になるべく地下水を近づけないで建屋に入る量を減らすことなので、今後どれくらい効果があらわれるか、我々もしっかりと見て、また、廃炉安全監視協議会等で確認していきたい。

東京電力の会長、社長が今回交代し、新社長が帰還に関して事実と違うことを述べた件だが、知事へ挨拶に来たときの話でも、東京電力としては、福島を第一に考えて取り組んでいくことに全く変わりはないと述べていた。我々としては、本当に今後もしっかりと福島のために取り組んでいくのかどうか、原子力安全対策課、危機管理部の立場でしっかり確認していきたい。

宮川えみ子委員

県民の信頼が何よりも大事である。特に若い人が、本当に納得のいく形で帰る気持ちになるためには、こういうことが次々に出てくるのは相当まずい。出だしからこれでは先が思いやられる。意見交換の場もあると思うので、県民の思いを伝えて、口だけではなく実際の行動に反映されるようにしてほしい。

危機管理部長

東京電力の新経営陣に対しての申し入れだが、先般、知事を表敬したときに私も同席しており、知事からは真っ先に会長、新社長に対し、現場にしっかりと足を運んでもらい、地元の首長、何より地元の県民の意見をしっかりとくみ取ってほしい旨強く申し入れている。

(6月30日(金) 人事委員会事務局)

水野さちこ委員

県内188事業所を対象に職種別民間給与実態調査を行うとのことだが、この188事業所はどのように選んだのか、また、方部別の数はどれくらいか。

採用給与課長

企業を抽出する考え方だが、企業規模50人以上かつ事業所規模50以上の事業所を対象としている。産業分類、従業員規模などを基準として15の区分に分類し、各区分から一定割合以上抽出しており、企業規模100人以上もしくは100人未満のそれぞれに占める抽出率が20%程度になることを目安に抽出している。

今回は、県内853事業所から、今述べた考え方で188事業所を抽出して調査した。

宮川えみ子委員

給与の考え方として、超過勤務も調査しているのか。

土木職の採用は依然として苦戦しているようだが、農林、林業も大変である。避難指示が解除され、これからいろいろ取り組んでいかなければならないが、檜葉町、富岡町、飯館村では職員が不足しているとの報道もある。その辺の見通しはどうか。

任期付職員募集のポスターが庁内に掲示されており、応募が少ないのかと思ったが、その点も聞く。

採用給与課長

民間給与実態調査は、社会情勢適応の原則、均衡の原則にのっとった形で、毎年人事院と47都道府県、政令指定都市が共同で実施するものである。

本年も4月分の給与の支給総額、年齢、学歴などのほか、事業所単位での賞与、給与の支給総額について調査した。

次に、技術系職員確保の考え方だが、民間企業の採用意欲が毎年高まっており、とりわけ技術系の採用が難しい状況が続いていることを踏まえ、従来からPR活動を行ってきた。

これまで就職説明会への参加、各種メディアを通したPR、重立った大学訪問等々の活動を行ってきたが、現在の状況を踏まえ、PRをより強化する観点から、少人数の座談会方式の説明会、県職員の業務を疑似体験してもらう県職員体験ゼミというイベント、高校生を対象に就職先として、あるいは、大学進学後の進路として県職員を考えてもらう説明会などを行った。

引き続きこれら取り組みの充実と、任命権者と連携した取り組みをさらに展開しながら、技術系職員の人材確保に努めていく。

次に、任期付職員については、任命権者が選考により採用しており、任命権者において必要に応じ対応している。

なお、市町村へ派遣する任期付職員についても、任命権者が選考により採用している。

宮川えみ子委員

調査した4月分の給与に超過勤務分が入っていれば、それは反映されていると理解してよいのか。

採用給与課長

時間外労働の割り増し賃金率の状況についても調査している。

(6月30日(金) 出納局)

宮川えみ子委員

会計事務の適正化のため、ことしは補助金をテーマとした特別研修を実施することだが、補助金をテーマにした背景と研修の内容を聞く。

審査課長

補助金については、昨年度、NPO法人による補助金の不正受給事案が発生し、今年度も除染等で事案が発生している。

昨年度、総務部長・会計管理者の連名で各部署局長等に対し、審査の徹底とともに留意事項等を示して再発防止を求めたが、取り組みの実効性を高めるには職員の資質向上が不可欠なため、今年度新たに補助金をテーマにした特別研修を行うことにした。

内容は、補助金交付に係る一連の事務手続に沿って、要綱・要領の作成、内示、交付申請、交付決定等におけるそれぞれ

れの手続の意義、事務処理上の注意点、不正受給事案や過去の不適切事案の問題点を踏まえた留意点などであり、補助事業を担当する職員の資質向上をしっかりと図っていく。

(6月30日(金) 議会事務局)

宮川えみ子委員

議会事務局の超過勤務は、県庁平均より少ないのか多いのか。また、傾向はどうか。

総務課長

超過勤務の状況だが、平成28年度は前年度より若干増加した。今年度は、間もなく3カ月経過するが、昨年度よりは減少している。

引き続き超過勤務の縮減に努めていきたい。

宮川えみ子委員

全体の部署から比べるとどうか。

総務課長

手元に数字がないので、後ほど説明することでよいか。

勅使河原正之委員長

宮川委員、よいか。

宮川えみ子委員

わかった。